

調査報告書

(令和7年4月25日付け申立てに対する答申)

令和7年9月26日

港区教育委員会いじめ問題ケース会議

目次

はじめに

第1 調査の概要

- 1 調査に至る経緯
- 2 調査体制
- 3 諮問事項
- 4 調査期間
- 5 調査方法及び支援の経過

第2 港区教育委員会いじめ問題ケース会議の調査内容の検証及び調査結果の評価

- 1 ケース会議の諮問事項
- 2 ケース会議の調査結果の検証
 - (1) 事実関係について
 - (2) 本事案における本件保育園の対応の問題点
 - (3) 本事案における本件幼稚園の対応の問題点
 - (4) 本事案における教育委員会の対応の問題点

第3 区及び教育委員会が今後採るべき措置の検討

- 1 区及び教育委員会が今後採るべき措置の検討
 - (1) いじめに類する事案の認知に向けた取組
 - (2) いじめに類する事案を迅速かつ実効的に調査する体制の整備
 - (3) 関係機関との連携体制の一層の強化
 - (4) いじめ及びいじめ重大事態に類する事案の判断ルール・フローの確立
 - (5) いじめに類する事案を自ら解決することに責任をもつ組織への改善
- 2 本事案の公表について

おわりに

はじめに

本報告書は、令和6年12月から港区内の区立●●幼稚園（以下「本件幼稚園」という。）において発生した事案（以下「本事案」という。）について、第1の3に記載の諮問事項に対して答申するものである。

文部科学省が示す「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）（以下「国の基本方針」という。）による「いじめの定義 第2条」では、「この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とされている。

そして、「いじめの定義 第2条2」には、「この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう」とされている。

港区（以下「区」という。）及び港区教育委員会事務局（以下「教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）における文部科学省が定める国の基本方針に基づき、「港区いじめ防止基本方針」（以下「区の基本方針」という。）を定めている。そして、区の基本方針に基づき、未然防止、早期発見、早期対応の取組を推進している。

法及び国の基本方針では、幼児期の段階については、対象としてはいない。

道德性の発達の方角性として、他者や社会と調和した形で自分の個性を發揮できるようになることが望ましい。道德性の発達のためには、他者と調和的な関係を保ち、自分なりの目標をもって、人間らしくよりよく生きていこうとする気持ち、自他の欲求や感情、状況を受容的・共感的に理解する力、自分の欲求や行動を自分で調整しつつ、共によりよい未来をつくっていこうとする力が必要である。

3歳児から5歳児の幼児期の段階にあっては、人との関わり方や物事への善し悪しなど発達に必要な体験を日常の生活をとおして学んでいく時期とされる。幼児期は、自分の行動について客観的に考えることや、善悪の判断の基礎を形成する時期であり、保護者等や教師など周囲の大人から認められたり、褒められたりするとよいことだと考え、逆に注意されたり、叱られたり、拒否されたりすると悪いことだと次第に知るようになる。周囲の大人のこうした様々な対応により、幼児は「してよいこと」「してはいけないこと」などを判断しながら学んでいく。

幼稚園・保育園等においては、望ましい道德的な判断力や善悪に対する好悪の感情の基盤となる道德性の芽生えが培われるように繰り返し丁寧に指導することが基本とされている。教師（保育士）は、幼児が何をしたのか、その行動の何が悪かったのかを自ら考えることができるようになるための情報を伝えることや、幼児自らが気付かないことに気付くことができるように援助することにより、幼児期の道德性の芽生

えを培うことができるように促している。

このように、他者の意図や感情に気付かせるような働き掛けや、自分の視点とは異なる視点、特に他者からの視点から考えられるように促すなどの、周囲の大人の関わりにより、幼児の道德性の発達には促される。その基盤を培う時期として、幼児期は大変、重要な時期であると言える。

幼稚園教育要領（平成29年告示）及び幼稚園教育要領解説（平成30年）によれば、「幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期である。」とし、幼稚園においては、「幼児は多数の同年代の幼児と関わり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような関わりの体験をする過程で、幼児は、他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身に付けていく。」と示されている。

そのため、幼稚園生活においては、多数の同年代の幼児との集団生活をとおして、幼児は物事の受け止め方などいろいろな点で自分と他の幼児とが異なることに気付くとともに、他の幼児の存在が大切であることを知る時期である。また、他の幼児と共に活動することの楽しさを味わいながら、快い生活を営む上での約束事やきまりがあることを知り、更にはそれらが必要なことを理解していく。このようにして幼児は様々な人間関係の調整の仕方について体験的な学びを重ねていく。

また、幼稚園教育は、「1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。」「2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。」「3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。」が基本となる。

本事案については、対象が幼児であることから、幼稚園教育の基本や保育所保育に関する基本原則に即し、幼児期は、道德性の芽生えを培う時期であることを踏まえた上で、区及び教育委員会が定める区の基本方針に準じた形で調査を進めることとした。

教師（保育士）は、幼児一人ひとりの発達の特性に応じ、適時・適切に指導を行っていたか、また、その指導体制は、園長のリーダーシップの下、組織的に行われていたかを改めて問う重要性を含んでいると考えられる。

第1 調査の概要

1 調査に至る経緯

本事案に関して、教育委員会は、令和7年4月25日に申立てを受けた。

申立て内容の記載には、「心身に重大な被害が生じた疑いがある」とし、「トラウマ反応（PTSDの疑い）」の児童思春期精神科専門管理診療計画書も併せて提出された。

本事案に関する当該幼児は、本件幼稚園に転入園する以前、「●●保育園」（以下、「本件保育園」という。）に在園していた。関係幼児も同本件保育園に在園していた。当該幼児は、関係幼児の行為により登園を行き渋るようになり、7月に本件幼稚園に転園した。その後の12月、関係幼児が本件幼稚園に転入した。関係幼児が当該幼児を追い掛けるなどし、当該幼児は苦痛を感じ、2月中旬以降、登園していない状況であった。

上記のことを受け、幼児教育の観点から、区及び教育委員会として、当該幼児が安心して園に登園することを最優先に支援するとともに、当該対応の課題の検証及び今後採るべき措置が重要であると判断したことから、調査を行うことを決定した。

2 調査体制

本調査については、港区教育委員会いじめ問題調査委員会に準じて、港区教育委員会いじめ問題ケース会議設置要綱に基づき、港区教育委員会いじめ問題ケース会議（以下「ケース会議」という。）及び教育委員会をもって行う。本調査体制は、教育委員会から委嘱を受けた「港区教育委員会いじめ問題調査委員会」の委員の中から教育委員会が3名を選出した。また、当ケース会議の事務局として教育委員会の職員が資料の収集等を行った。

【港区教育委員会いじめ問題ケース会議委員】

役 職	所属等	氏 名
委員長	埼玉学園大学 教授	藤枝 静暁
委員	港区立教育センター 相談員	新井 絢子
委員	ひびき法律事務所 弁護士	牧山 美香

【港区教育委員会事務局】

役職	氏 名
学校教育部長	茂木 英雄
教育人事企画課長	大久保 和彦
教育指導担当課長	清水 浩和
幼児教育担当専門官	小久保 篤子
統括指導主事	富樫 学
指導主事	三戸 大輔

3 諮問事項

令和7年4月25日付申立てにおける当ケース会議への諮問事項は下記のとおりである。

- ① ケース会議の調査内容の結果及び調査結果の評価
- ② 本件幼稚園及び教育委員会の現状認識の確認
- ③ 区及び教育委員会が今後、とるべき措置の検討

なお、本事案においては、本件幼稚園はもとより、当該幼児と関係幼児が転入前に在籍していた本件保育園における関係も調査対象とし、本報告書においては、本件保育園における対応についても言及することとする。

4 調査期間

本調査は、令和7年4月28日から同年9月17日までの期間に実施した。

5 調査方法及び支援の経過

以下のとおりケース会議を開催した。聞き取り調査を行ったほか、聞き取り調査の記録の検証、本件幼稚園及び教育委員会からの報告内容、関係者から提出される資料の内容の検証を行った。加えて、本件幼稚園の当該幼児が安心して登園できるように支援を要請した。

実施年月日	内容
令和7年4月28日（月）	調査開始 調査体制 ケース会議設置準備
同年5月 9日（金）	本件幼稚園関係者から聞き取り調査①
同年5月12日（月）	関係幼児の観察開始
同年5月13日（火）	本件幼稚園関係者から聞き取り調査②
同年5月14日（水）	本件保育園関係者から聞き取り調査③
同年5月22日（木）	関係幼児の観察
同年5月23日（金）	関係幼児から聞き取り調査④
同年6月 5日（木）	当該幼児から聞き取り調査が可能かどうか、当該幼児への聞き取りに係る配慮事項等について、当該幼児の主治医に確認 *当該幼児の状態により、申立人と相談
同年6月18日（水）	当該保護者と面談
	本件幼稚園長は、当該幼児の登園復帰に向けて園内体制を検討 教育委員会は、近隣小学校長に協力要請
同年6月19日（木）	第1回港区教育委員会いじめ問題ケース会議開催
同年6月26日（木）	本件幼稚園関係者から資料提出
同年7月 2日（水）	本件幼稚園は、5歳児学級を2グループに分け、完全

	に場所を分けた形で当該幼児が登園できるよう支援 当該幼児登園① 教育委員会は、幼児教育担当専門官及び幼児教育調査指導員、スクールカウンセラーを派遣 当該幼児の観察 関係幼児の観察 本件保育園関係者から資料提出
同年7月 9日（水）	本件幼稚園は、5歳児学級を2グループに分け、完全に場所を分けた形で当該幼児が登園できるよう支援 当該幼児登園② 教育委員会は、幼児教育担当専門官及び幼児教育調査指導員、スクールカウンセラーを派遣 当該幼児の観察 関係幼児の観察
同年7月11日（金）	本件幼稚園関係者から聞き取り調査⑤
同年7月16日（水）	本件幼稚園は、5歳児学級を2グループに分け、完全に場所を分けた形で当該幼児が登園できるよう支援 当該幼児登園③ 教育委員会は、幼児教育担当専門官及び幼児教育調査指導員、スクールカウンセラーを派遣 当該幼児の観察 関係幼児の観察 本件保育園関係者から資料提出 本件保育園関係者から聞き取り調査⑥
同年7月17日（木）	本件幼稚園関係者から聞き取り調査⑦
同年7月18日（金）	当該幼児登園④ 教育委員会は、幼児教育担当専門官及び幼児教育調査指導員、スクールカウンセラーを派遣 当該幼児の観察
同年7月23日（水）	本件幼稚園関係者から資料提出
同年7月30日（水）	本件幼稚園関係者から資料提出
同年7月31日（木）	元幼稚園関係保護者から聞き取り調査⑧
同年8月 5日（火）	第2回港区教育委員会いじめ問題ケース会議
同年8月 8日（金）	本件保育園関係者から資料提出
同年8月20日（水）	当該保護者と面談 教育委員会は、当該保護者から要望事項を受けとる。 教育委員会は、本件幼稚園長に、当該幼児の登園について検討することを要請 教育委員会は、近隣小学校長、近隣幼稚園長に協力要請
同年8月21日（木）	本件幼稚園関係者から聞き取り調査⑨

同年8月22日（金）	本件幼稚園長は、5歳児学級を2グループに分け、完全に場所を分けた形での当該幼児の教育活動先として近隣小学校長、近隣幼稚園長に協力依頼 近隣小学校長、近隣幼稚園長は、依頼内容を承諾 本件幼稚園は、2学期以降、5歳児学級を2グループに分け、完全に場所を分けた形で当該幼児が活動する支援について検討
同年8月25日（月）	本件幼稚園は、5歳児学級を2グループに分け、完全に場所を分けた形で当該幼児が活動する支援について検討を継続
同年9月 1日（月）	当該幼児登園⑤ 教育委員会は、幼児教育担当専門官及び幼児教育調査指導員、スクールカウンセラーを派遣 当該幼児の観察
同年9月 2日（火）	教育委員会は、臨床心理士を派遣 関係幼児観察 関係幼児への聞き取り調査⑩
同年9月 3日（水）	当該幼児登園⑥ 教育委員会は、幼児教育担当専門官及び幼児教育調査指導員、スクールカウンセラーを派遣 当該幼児の観察 関係幼児の観察 関係幼児の保護者から聞き取り調査⑪ 本件幼稚園関係者から聞き取り調査⑫
同年9月 4日（木）	本件幼稚園関係者から聞き取り調査⑬
同年9月10日（水）	本件幼稚園は、5歳児学級を2グループに分け、完全に場所を分けた形で当該幼児が登園できるよう支援 当該幼児登園⑦ 教育委員会は、幼児教育担当専門官及び幼児教育調査指導員、スクールカウンセラーを派遣 当該幼児の観察 関係幼児の観察
同年9月11日（木）	本件幼稚園関係者から聞き取り調査⑭
同年9月12日（金）	関係幼児の保護者から聞き取り調査⑮
同年9月17日（水）	第3回港区教育委員会いじめ問題ケース会議

*当該幼児の登園にあたっては、教育委員会から本件幼稚園に人員を派遣するとともに、本件幼稚園は、5歳児学級を2グループに分け、完全に場所を分けた環境を設定した。

第2 港区教育委員会いじめ問題ケース会議の調査内容の検証及び調査結果の評価

1 ケース会議の諮問事項

当ケース会議の諮問事項は、本事案の事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、いじめ防止対策に関する本件幼稚園及び本件保育園と区及び教育委員会の対応の検証を行うこと、今後採るべき措置について提言を行うことである。

2 ケース会議の調査結果の検証

調査結果については、当該幼児に係る本件保育園や本件幼稚園での状況や、当該幼児が心理的に心を痛めたという状況が確認されたことから、以下の諸問題が認められた。

(1) 事実関係について

本事案に関して、第1の1 調査に至る経緯に記載のとおり、教育委員会は、令和7年4月25日に申立てを受け、本件幼稚園の関係者、本件保育園の関係者、申立人である保護者を対象として、当該幼児を取り巻く関係者より事実関係について聞き取りを行った。

当該幼児は、本件幼稚園に転入园する以前、本件保育園に在園していた。関係幼児も同本件保育園に在園し、同じクラスであった。当該幼児は、関係幼児の強い口調や自慢する行為などから、登園を行き渋るようになり、7月に本件幼稚園に転園することとなった。

その後12月、関係幼児が本件幼稚園に転入园した。関係幼児が転入した12月2日以降、本件幼稚園は、当該幼児と関係幼児ができるだけ一緒に遊ぶことがないように配慮していたが、当該幼児は、家庭で夜泣きの症状などが強く現われるようになっていったと本件幼稚園が報告を受けた。

当該幼児の保護者は、園長（令和6年度当時）の立ち会いのもとで関係幼児の保護者と2回、協議の場を設け、保護者同士で協議をした。しかし、解決や改善には至らなかった。

関係幼児は、当該幼児に限らず、他の幼児に対して強い口調で言う姿が見られた場面があり、本件幼稚園の教職員は、その都度、関係幼児に、相手の気持ちを代弁して伝えるなどの指導をしていた。関係幼児による当該幼児への暴力は認められていない。

当該幼児は、その後、家庭の事情という理由で、令和7年2月17日から7月1日まで登園しない状況が継続した。

【申立て内容の確認表】

*申立て内容は、令和7年7月15日（火）及び同年9月2日（火）申立人からの記載内容の原文を基本としている。

*表記について 当該幼児：A児 関係幼児：B児 幼稚園の主任兼担任：C主任

○本件保育園での内容

日付	申立て内容	確認結果	備考
2024/4	直接的な暴力はなかったが類似する行為として以下のような行為があったと聞いている。 ・ A児が、B児の気に入らないことをすると、頭から砂をかけられる、ということが何度もあった。	➡確認できず	・ 散歩にはよく出かけたが、砂場で遊ぶことはなかった。砂場以外の場（道路や砂のある場所）ではそのような姿を見たことはない。そのような姿があったら気付く。
2024/5	・ B児ともう一人の幼児と一緒に、A児が頼んでも遊びに入らず、仲間はずれにする。（ほぼ毎日）	➡一部確認	・ A児が「B児と手をつなぎたい」と言ったときに、B児がもう一人の幼児と手をつなぎ、A児が泣くことがあった。 ・ B児ともう一人の幼児の遊びに、A児が入れず、泣くことがあった。 ・ 保育士は、三人で遊べるように提案したり、B児ともう一人の幼児の遊びを尊重し、担任はA児と過ごしたりした。 ・ A児はB児の言葉を強く受け止め、泣いてしまうことがあった。

	・このようにA児を一方的に仲間はずれにしておきながら、その責任があたかもA児にあるかのように発言していた。 ・具体的にはA児がB児に保育園の教室の壁の隅に連れて行かれ「こんなことになったのは全部A児ちゃんが悪いんだよ。全部A児ちゃんのせいなんだよ」と責められた。	➡確認できず ➡一部確認	これに対し、A児も自分の思いを表現していた。 ・A児、B児、もう一人の幼児の三人で遊ぶこともあったが、B児ともう一人の幼児が二人で遊ぶことが確かに多かった。 ・A児が入れてもらえないということはあったが、A児だけではなく、他の幼児も「入れてもらえない」と訴えることがあった。 ・B児から、A児の責任にするような発言はしていない。 ・保育室の隅が立ち位置によっては死角に入るため、隅でこそこそやっているような場面は見たことがあるが、言葉は聞いたことがない。
日常的	・常にB児がA児に対して所有物（大抵は本来は持ってきてはいけないもの）を自慢するなど常にマウンティングを取ろうとし「あなたのうちと違って私のうちは大金持ちだから、あなたができないことがたくさんできるの」などと繰り返し発言する。A児はうちのことを貧乏と思い込んでいた。	➡一部確認	・所有物を自慢することはあった。A児に限らず全員に言っていた。

日常的	・服や髪ゴム等についても執拗にマウンティングし続け「あなたのものよりも私の方がかわいい」などと言いつける。これによりA児は、自分ひいてはA児の家がB児の家より劣っている、と思い込まされた。	➡一部確認	・「かわいい」を自慢することはあった。しかし、人と比較し競い合うような姿は見たことがない。 ・「見て。かわいいでしょう」は、4歳児によくある言葉として、指導はしていない。自慢することがトラブルに発展することはなかった。
日常的	・A児がB児のやることに抗議すると、「私悪くないもん」とふざけておちょくってきて、まともに取り合わない。	➡一部確認	・A児の言うことに対して、B児が聞き入れないことはあった。 ・A児も折れなかったもので、園では、それぞれの意見を聞くようにした。 A児も意見を曲げずに言っていた。

○本件幼稚園での内容

日付	申立て内容	確認結果	備考
2024/12/2	・B児、A児を追って●●（本件保育園名）から●●（本件幼稚園名）に転園してくる。（B児保護者が「B児ちゃんがA児ちゃんと遊びたいと言っているから転園を決めた」と説明。この際、A児保護者への事前相談はなかった。）	➡確認	追記 幼稚園への転園の理由は、「A児ちゃんと遊びたいと言っていたことも理由の一つだが、幼稚園との交流で、幼稚園に遊びに行っていたときから、B児が幼稚園に行きたいとずっと言っていた」「A児ちゃんはB児のことが理由で転園したと知ってい

			たら、転園しなかった。」 B児の理由 「●●（園で飼育している生き物）が好きだから。」「園庭が広くてよい。」 （入園募集のポスターに●●（園で飼育している生き物）の写真が貼ってあった。）
時期不明	・ C主任にA児のケアをお願いしていたが、懸念通りB児がA児を追いかけて回し、保育園時代と同様の嫌がらせを始める。 ・ C主任も問題を認識し職員間で共有。その後、職員ができる範囲でB児をA児から引き剥がすものの、B児からA児へのアプローチが想像以上で制御しきれずいじめが続く。	➡一部確認 ➡一部確認	・ A児も自分からB児に近づく行為もあった。 ・ 転入園してきた当初から、二人を引き離す指導をしたが、A児保護者からA児の家庭での夜泣きの話を聞いて、引き離す指導を継続した。
2024/12/19	・ A児とB児の保護者で、園長同席の元で話し合いの場をもつ。 B児保護者はこれまでの経緯を認識していなかったので問題を共有してとりあえず共存を模索。	➡確認	
2024/12	・ 延長保育時にA児は別の遊びをしたかったが、B児に無理やり人形遊びをさせられる。その時に人形遊び用の小物がたくさんあったが、そのほとんどをB児に持っていかれ、A児は残り物二つでしか遊べなかった。その上、自分	➡確認	・ 二人が幼稚園に転入園してからのトラブルは、サポート保育が最初だった。 ・ A児が人形を貸してもらえず、人形が使えなかったことがあっ

	が小物がいらなくなると、B児が「これいない」と小物をA児に向かって投げつけてきた。これ以降、延長保育に行きたがらなくなった。		た。さらに人形をA児に向かって投げた。このとき、B児保護者にはサポート保育の担当教員から伝えた。 ・B児保護者は、A児保護者から聞き、園からも本件の内容を聞いた。
2024/12 末	・このころ他の保護者が廊下でB児がA児に暴言を吐き続け、執拗な嫌がらせ(パンチ、キックの寸止め)をしている場面を目撃する。他の保護者が最終的に止めに入って助けるという事態があった。 ・A児が限界に達し、幼稚園の指導中、A児が号泣しながらこれまでの嫌がらせを抗議する。	➡確認できず ➡確認	・他の保護者の証言によれば、「B児は、パンチではなく、両手で小刻みに叩くふりをしていて。二人の様子を見届けて、立ち去った。子どもによく見られる姿と認識している。」 ・B児保護者は、1回目のA児保護者との話合いのあと、A児保護者からこのことを聞いた。 ・12/23(月) 保育時間中、A児は、保育園での出来事を話し、泣いて訴えた。C主任は、このことをA児保護者に伝えた。
2025/1/23	・B児保護者とA児保護者の2回目の会談 ・B児保護者からA児保護者に「証拠がない。B児に関して根も葉もない悪口をまき散らすな。」との発言。これを受けA児保護者	➡一部確認	・園長は、B児の口調が強いことがあり指導したこと、A児が以前泣いて保育園であったことをB児保護者に伝えた。園長は、B児保

	としてはA児とB児の共存を断念。 ・ 2月中の登園停止決断。	➡確認	護者に「何もなかったということはない」と伝え、B児保護者は、「そうですか」と言って帰っていった。 ・ B児保護者によれば「まき散らすな」とは言っていない。 ・ 園長は、A児が2/17（月）以降、出席しないことを「わかりました」と受け入れた。
日常的	・ 常にB児がA児に対して所有物（大抵は、本来は持ってきてはいけないもの。衣服、ハンカチなど）を自慢するなど常にマウンティングを取ろうとし「あなたのうちと違って私のうちは大金持ちだから、あなたができないことがたくさんできるの」などと繰り返し発言する。A児はうちのことを貧乏と思い込んでいた。	➡一部確認	・ 自慢する姿はあった。髪の毛のピン留めを付けてきたり、フード付きの服装であったり、華美だったので、B児保護者にそれは止めるよう園から指導した。B児から「大金持ちだから」などの発言は聞いていない。
日常的	・ B児が常に「～しなさい」と命令口調でA児に言うことを聞かせようとする。「嫌だ」と言っても無理やり従わせようとする。それでも断ると先生のところに行くと「A児ちゃんが嫌っている」とウソまじりのことを言いつけ、さもA児が悪いかのような状況を作る。これが日常的に行われていた。A児はこれにより「先生やお友達が自分が悪い子だ」と思っていると考えるようになり、とても悲しかったと言っている。	➡一部確認	・ B児が「（ままごと用の）スカート脱いで」と命令したことがあった際、教員が指導した。 ・ 「教えてよ」など納得するまで答えを求める雰囲気、C主任が入り指導した。 ・ B児が「私がやるからどいて」など、先に行おうとすることがあった。教員が間に入って指導した。

			・「私がするからやっちゃだめ」などB児に強い口調が見られた際には、都度、教員が指導した。
2024/12/4 ~ 17の間	・ずっと楽しみにしていた幼稚園の誕生日会（A児の誕生日は●月●日）で、転園してきたB児が、当月が誕生日でもないのに「写真に写りたい」と強く主張し続け、C主任も根負けして誕生日の子だけが取れる写真撮影に無理やり参加。凄く嫌だったし、自分はいつも写真に写りたいのをルールだから我慢し続けたのに、B児はルールを守らず先生に特別扱いされてずるいと感じた。	➡確認	・ A児の写真撮影の際に、B児が撮影者（C主任）の横に来た。嫌だと知っていたので、B児を特別扱いしていないが、A児に対して配慮が足りなかったことをA児保護者に謝罪した。
時期不明	・ B児しかできない縄跳びの技があったのでA児が「教えて」と頼んだが「A児ちゃんには教えてあげない」と言って、A児だけには教えず、他の子には教えていた。	➡確認できず	・ 把握していない。サポート保育で、B児が、縄跳びができるようになって繰り返し遊んでいたことは記憶している。
2024/12 下旬	・ A児が「今度○○ちゃんと遊ぶんだ」と言ったところ、「私の方がもっとかわいい子と遊ぶんだ。そんな子全然可愛くない」と会ったこともない子を貶めてマウンティングをしてきて、その子のことがとても好きだったのでA児はとても悲しく嫌な気持ちになった。	➡確認できず	・ 把握していない。もし、そのような言葉を聞いていたら、止めていた。
2025/1/9	・ 幼稚園でB児とA児、そのほか二人の四人でおうちごっこをし	➡一部確認	・ 直接は目撃していない。B児が「踊って」な

	ているとき、B児が急にA児にだけ、自分と同じ体操をやれと言ってきた。A児が「嫌だ」と言って断った。B児が、すぐに●●先生に「A児ちゃんが怒った」と告げ口に言った。A児は「B児ちゃんの言うことばかり聞きたくない。やりたくない」と言ったが、B児が「えー。やだー、私の言うこと聞いてよ」と言ってきた。その後も「嫌だ」と言ったが結局やらされた。とても嫌だった。		ど言うことはあった。
2025/1/27	・A児がチャッシューを製作して遊んでいたら、B児が「よこして」と言って持っていこうとする。A児が「それは、私が作ったのだから持っていけないで」と言うとB児が「私はずっとラーメンを作っていたから、そのチャッシューは私が使う」と言って喧嘩になる。C主任が間に入ってくれて、チャッシューは作ったA児のものになったが、A児はとても嫌な気持ちだった。	➡確認	・作品展に向け、ラーメンを題材に製作をした。A児は、ピンク色の画用紙をチャッシューに見立てて作っていた。見た目が可愛らしいものだったため、B児は目に留まったのだと思う。止めに入り、指導した。
2025/2/7	・区（子ども家庭支援センター）に相談した。	➡確認	・2/7（金）医師より子ども家庭支援センターに入電。A児保護者から本件保育園及び本件幼稚園でのトラブルに関する相談にのってほしい旨の依頼があった。同日、A児保護者から子ども家庭支援センターに入電。相談の内容について職員が対応し、小学校就学への

	・子ども家庭支援センターは、何も動いてくれなかった。どのように情報共有がされるのか分からないが、その後、何も連絡がこなかった。 (※この内容は、令和7年9月1日(月) A児保護者の口頭による情報提供)	➡確認できず	心配について相談先を紹介するなど助言した。 ・3/27(木) 子ども家庭支援センターの職員が、A児保護者に状況を確認後、翌3/28(金) 園長あて架電。A児保護者から相談があったことを連絡した。 ・園長は、園内でのA児とB児の様子を聞かれたため、子ども家庭支援センターの職員に状況を伝えた。 ・4/17(木)、5/8(水)、5/12(月) に子ども家庭支援センターは、A児保護者等に電話連絡し、状況を確認するとともに、6月以降は関係機関と情報共有し、経過観察を続けている。
2025/2/9	・家のお風呂で1～100まで数えているとA児が急に泣き出した。「どうしたの?」と聞くと「B児ちゃんのことを思い出して、嫌な気持ちになって、悲しくなった」と言って泣き続けた。	➡確認できず	

(2) 本事案における本件保育園の対応の問題点

本件保育園では、当該幼児と関係幼児は、同じクラスに所属していた。送迎時には、当該保護者が関係幼児と関わるなどコミュニケーションをとる姿も見られていた。関係幼児は、当該保護者に対してものおじせずに関わっていた。

【幼児理解に基づく適切な援助】

担任保育士は、当該幼児と関係幼児の様子について、4歳児の姿として見られる、普通のやり取りの中で遊んでいる印象と受け止め、幼児同士が言い合いになることはあっても、成長過程の中での関わりとして捉えていた。

関係幼児が、自分の持ち物を「かわいいでしょ。」と見せる行為が、当該幼児だけにしている行為ではないことから、当該幼児と関係幼児の間でトラブルになったという認識はもっていなかった。

その後、当該保護者から相談があった。担任保育士は、幼児同士の関係性について意識して見るようになったが、当該幼児だけではなく、他の幼児も「仲間に入れてもらえない。」と訴えることがあったことから、当該幼児が仲間はずれにされているという認識ももっていなかった。

幼児期は、自分から「こうしたい」という意識が強くなる一方、信頼できる保育士などの大人にまだ依存していきたいという気持ちを強くもっている時期である。当然、当該幼児は、いつでも適切な援助が受けられる、周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感をもって自分を表出していたと思われる。しかしながら、担任保育士は、当該幼児のそばにいる、一緒に待つ、当該幼児を見守るなど行為としては寄り添いつつも、当該幼児の心情に十分に寄り添っていたかは疑問が残る。当該幼児は、結果として、仲間はずれにされているという意識を抱いていた。

【発達の理解と多面的な発達の捉え】

日々の日誌には、ねらいや活動の記載はあるものの、個別の配慮や環境の構成など細かな記載は見られなかった。担任保育士は、保護者との面談で当該幼児が困っている状況であることに気付いた。

担任保育士は、当該幼児の困っている姿は、発達の過程として見られる姿と捉え、当該幼児と一緒に過ごし、他の遊びを提案するなどの対応をしていた。

しかし、当該幼児の心情に寄り添う姿勢で、当該幼児を理解しようとしていたならば、担任保育士以外の別の立場の保育士や看護師、カウンセラーといった専門職の見立てなどを参考にして、多面的な見方ができていたかもしれない。また、園としても当該幼児を理解しようとする受容的な構えや体制ができていたならば、当該幼児の実情をより丁寧に把握できた可能性があった。そして、遊びの仲間に入れるようにするための一時的な指導ではなく、当該幼児の内面を理解し、日常の遊びの中でやりたいこと・実現したいことは何かを保育士も

一緒に考え、当該幼児自身の遊びや生活が充実したものとなるよう、指導計画を立て実施し、評価していれば、より一層当該幼児の心情に寄り添ったものになり得たのではないかとと思われる。

「4歳児の発達とはこういうもの」というおおよその発達の目安はあっても、幼児の発達は、個々に異なるものであり、そうした個別に配慮した関わりや支援が考えられたのではないかと推察される。

【家庭との連携】

一般に、家庭との連携においては、園での楽しい出来事や幼児の成長を伝える。友達同士のトラブルやいざこざなどについては、積極的に伝えてはいない傾向がある。そのため、関係保護者は、園で当該幼児と関係幼児の間に何が起きているのかについては特段認識していなかった。

園の生活において、気になる行動が見られた際に、園として責任をもって保護者に適切に伝えることは、良好な友達関係を育む上で重要である。幼児期の言動として、してはいけないことをしてしまう、言ってはいけないことを言うてしまうことは、幼児期の幼児にはよく見られる姿であるが、そうした姿から、してしまったことを振り返り考えることは、幼児期の発達の経験として重要な体験につながる。園の保育士が、より丁寧に幼児が普段使う言葉の一つ一つに耳を傾け、気付かせたり、状況によっては毅然とした態度で臨んだりする必要があった。

【園長の判断】

当該幼児は、7月に退園した。本件保育園の園長（以下「A園長」という。）は、当該保護者から伝えられた退園理由が「関係幼児にいじめられる」「当該幼児が食事をとれなくなるなど保育園を行き渋っている」等であることを認識していた。

その後、関係幼児が、当該幼児と同じ本件幼稚園に転園することを把握していたが、A園長は、個人情報に関わるため本件幼稚園に伝える内容ではないと判断し、本件幼稚園に必要となる情報を伝えなかった。また、関係保護者に対しても、「本件幼稚園に行かない方がいい」という権限はないと判断して、関係保護者に伝えていなかった。

【安全配慮義務】

関係幼児が本件幼稚園に転入する際の関係保護者への情報提供については、A園長は、「どっちに転ぶか分からなかった」「判断が難しかった」と述べていた。

関係保護者は、「当該幼児がわが子を理由に転園したと知っていたら、転園しなかった。」と証言している。このことから、A園長が配慮していれば、本事

案は少なくとも防止できた可能性があると考えられる。

A園長は、幼児が安全で安心して生活を送ることができるようにする義務があることを認識する必要があった。日常生活の中には、幼児同士の間で様々なことが起こり得る。一人ひとりの幼児が保育士や他の幼児などとの温かい触れ合いの中で楽しい生活を展開することや自己を十分に発揮して伸び伸びと行動することをとおして充実感や満足感を味わうようにするという幼児教育の基本を忘れてはならない。

(3) 本事案における本件幼稚園の対応の問題点

【必要な情報の提供】

本件幼稚園の園長（令和6年度当時。以下「B園長」という。）は、当該幼児の入園時、当該幼児が本件保育園から本件幼稚園に転入した理由について把握していた。その後、関係幼児が、本件保育園から本件幼稚園へ入園面接に来園した。その際、B園長は、関係幼児が当該幼児と関係のある幼児ではないかと察したものの、区立幼稚園という公の施設である以上、入園の受け入れを断ることはできないという理由で、関係幼児の転入園の受け入れを決めた。その際、関係幼児が転入園するという情報を当該幼児の保護者に伝えることはなかった。

【園の受入れ体制】

関係幼児を受け入れて以降、B園長は、教職員に対して当該幼児と関係幼児の様子から目を離さず、トラブルがないようにすることを指示した。その後も、B園長は、当該幼児の保護者から「夜泣き」などの症状が出ていることを聞き、教職員に対して「一緒に遊ばせない」という対応を継続した。

園内の人員体制については、当該幼児の所属する学級は、4月当初の担任が体調不良を理由に9月末から病気休暇及び病気休職に入ったため、学級担任は、園の主任（以下「C主任」という。）が担任することとなった。B園長は、保護者に対して、「担任の代行としてC主任が担当する」ことを、当該学級以外の他学年への説明とサポート保育を利用する保護者を含め、計4回、口頭で説明をした。しかし、9月末以降、C主任が担任を継続し、介助員など必要な人材は配置されていたが、周知が十分でなく保護者の不安が継続してしまった。

B園長はもとより園内の教職員は、当該保護者の気持ちに傾聴することを心がけ、連絡カードや降園時に必要な連絡を取っていたが、事態を改善することは難しかった。

さらに、本件幼稚園及びB園長は、当該幼児が継続的な欠席状況にあったことや、当該保護者が子ども家庭支援センターに相談していたことなどの事実を把握していたが、教育委員会に報告していなかった。

(4) 本事案における教育委員会の対応の問題点

【人員確保等の支援】

本件幼稚園では、9月末以降、担任教諭が病気休暇及び病気休職となり、代替教員を充てるため、教育委員会事務局教育人事企画課教職員人事係も代替教員を探した。並行して、園には幼児教育担当専門官や幼児教育調査指導員が週1回巡回し、運動会や研究発表会などの行事には、訪問回数の増に加えて、介助員を複数配置するなどした。この間、人員配置して対応している旨を保護者に周知していたかどうかを園を通じて確認できていなかった。

教育委員会は、当該幼児が長期欠席をしているという情報を得ていなかった。

【保育園と幼稚園間の必要な情報の共有】

幼稚園から他の幼児教育施設に転園する場合は、幼稚園幼児指導要録の写しを転園先に送付することが義務付けられている。

本事案については、本件保育園のA園長、本件幼稚園のB園長ともに当該幼児に関する必要な情報を適宜、適切に共有する必要があったと考えられる。保育園と幼稚園との連携において、幼稚園から必要な情報を得させるよう意識を高めさせる必要がある。

第3 区及び教育委員会が今後採るべき措置の検討

今後、単に幼児同士のトラブルの解決方法にとどまらず、どのような事態がいじめやいじめ重大事態に類する事案に該当するのか、いじめに類する事案が発生した場合にどのような対応が必要になるのかについて、あらためて区の基本方針の理解を促す必要がある。

そして、区及び教育委員会が一体となっていじめに類する事案等の対策に取り組むため、3歳児以降の幼児を対象とし、幼児期の発達的な特性などを踏まえた「いじめ事態ガイドライン」の策定、周知理解のための研修の実施などに加え、以下も検討する必要がある。

1 区及び教育委員会が今後採るべき措置の検討

(1) いじめに類する事案の認知に向けた取組

令和7年6月に区立幼稚園で実施した幼児へのヒアリングでは、いじめに類する内容は確認できなかった。まずは、いじめに類するような実態を園がどの程度把握できているのかを調査することが必要である。日々の送迎時での会話や面談、連絡カードなどによる保護者からの情報収集のほか、ヒアリング等により幼児の声を聴き、日頃の幼児同士の関係を継続的に把握することに努める必要がある。

(2) いじめに類する事案を迅速かつ実効的に調査する体制の整備

法は、学校の設置者である教育委員会に、必要に応じ、自ら必要な調査を行う義務を定めている（法24条）。また、いじめ重大事態の場合には、これに加えて、教育委員会及び学校に対し当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことが義務付けられており（法28条1項）いじめ重大事態の場合の調査については「重大事態ガイドライン」においてその調査組織の設置から、被害生徒・保護者等への調査方針の説明など詳細な手続きの定めがある。

本件幼稚園は、当該幼児の保護者からの情報や相談により、当該幼児と関係幼児が近づかないよう対応することや、当該幼児が嫌な思いをすることがあれば、関係幼児を指導していた。

今後、幼稚園において、いじめに類する事案が発生した場合にも、法の規定に準じて、教育委員会と連携して調査し対応することが必要である。また、いじめ重大事態に類する事案が発生した場合には、迅速に、実効的な調査が実施できるよう体制を整える必要がある。

(3) 関係機関との連携体制の一層の強化

本件幼稚園は、当該保護者が子ども家庭支援センターに相談していた事実を把握した。そのことを鑑みれば、幼児教育の専門性だけではなく、心理や特別支援教育などの専門性をもつ関係諸機関と連携を強化することによって、多面的・多角的な視野から、事態の改善や解決に向けた助言又は援助を生かすことができたであろう。

早期の事態の改善に向け、日頃からの園内での教職員の連携はもとより、家庭、地域、医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を一層図るとともに、子ども家庭支援センターとの緊密な連携を一層強化する必要がある。

(4) いじめ及びいじめ重大事態に類する事案の判断ルール・フローの確立

幼児教育におけるいじめやいじめ重大事態に類する事案の該当性については、小中学校における「重大事態ガイドライン」の記載も踏まえ、該当を疑うべき客観的事実について、区及び教育委員会は、幼稚園や保育園関係者に対し、幼児教育においてもそれらに類する平易な例を示した上で、報告ルールを定めるとともに、園、区及び教育委員会において速やかに事態の該当性を判断する認定フローを早期に確立する必要がある。その際には、いじめや重大事態に類する事案に該当しないとの判断を含め、その判断過程を明確に記録する必要がある。

(5) いじめに類する事案を自ら解決することに責任をもつ組織への改善

現在の教育委員会の体制においては、幼児を対象としたいじめに類する事案を解決する部署は園と教育委員会である。しかし、本事案に係る幼稚園・保育園等においては、本件の解決には至らなかった。申立てを受けて、教育委員会が把握することとなった。

早期発見・早期解決するためには、以下のように改善する必要がある。

- ☐ 被害幼児の視点に立ち、いじめに類するような行為を把握することや理解すること、自ら解決することに強い使命感を有する組織とすること。
- ☐ 対象が幼児であることを含めて、迅速に解決するに必要な人材を有する組織であること。
- ☐ 幼稚園から適時に報告される体制を整えること。
- ☐ 区立幼稚園の幼児については、教育委員会は、現行の法制度において出席停止の権限は有していないことから、事案が生じた際、他の小学校や他の幼稚園・保育園等と連携すること。

(参考例)

- ・ 1 学級を 2 グループに分け、1 グループは近隣小学校での活動、1 グループ

プは園内での活動を実施、時間で場所を交替する。

2 本事案の公表について

教育委員会は、本事案の調査報告をまとめたのち、原則としてホームページ上で公表する。

おわりに

本事案は、いじめに類する事案として、幼児を対象に対応した初めての事案である。

区及び教育委員会は、法及び国の基本方針に基づき、区の基本方針を定め、未然防止、早期発見、早期対応の取組を推進している。

法及び国の基本方針では、幼児期の段階については、対象としてはいない。

幼児は、幼稚園（保育園）で担任教師（担任保育士）との信頼関係の中で、興味や関心のある遊びに没頭したり、幼児同士が関わり合って遊びを楽しんだりして様々なことを学んでいく。幼児同士の関わりにおける自己発揮や葛藤の体験は、幼児の発達に必要な体験として重要なことである。とは言え、一人ひとりの幼児にとって発達に必要な体験は、同じ活動をしたからと言って、一律に得られているとは限らない。だからこそ、表面的には楽しんでいると見えても、表情や言動からは見てとれない、姿には現れていない心情を理解しようとする教師（保育士）の専門的な姿勢が重要であると言えよう。とりわけ、幼児期特有の発達の理解を深めることが重要である。

幼児期特有の発達とは、例えば、道徳性の発達においては、乳幼児期から培われている他者への興味・関心や、他者に合わせようとする基本的な信頼関係に始まり、やがて他者への共感性を豊かにしながら自分と違う他者を意識するようになり、自他両方の視点を考えて、自分の欲求や行動などを調整できるようになる過程を経て、達成されていく。

幼児は、自分なりに考えて行動することもあるが、「大人に言われたから」「怒られるから」など、信頼する大人の言うことを正しいと考え、結果としてそれに従う傾向が強いとされる。大人に保護されて生活し、大人を信頼している幼児にとって、大人は常に正しく感じられるため、大人の諾否に基づいてなされることになる。こうした意味で、幼児期は基本的に他律的な道徳性をもつ時期である。

教師（保育士）は、こうした幼児期特有の発達を理解して、一人ひとりの幼児の内面を細かに捉え、指導の方向性を見極める幼児教育の専門性を身に付けることが重要であると言える。そして、その職責を遂行するために、絶えず自己研鑽に努める必要がある。園を取り巻く状況や時代の変化に対応し、求められる知識や技能を獲得していくこと、そして、自ら学び続けることによって高い専門性を有する指導力のある教師（保育士）であり続けることが重要である。

そして、教育委員会は、幼児教育の専門性の向上に向けて、幼児一人ひとりの理解を深めるための研修や具体的に指導又は援助を行う能力の向上を図るための研修を着実に計画・実施することが求められる。

本事案の反省を踏まえ、今後は、幼児の場合のいじめ及びいじめ重大事態に類する事案として認知する場合は、幼児期特有の発達の観点からも適切に検証する必要がある。

そして、幼稚園・保育園等、区及び教育委員会、その他教育に関わる全ての関係者は、幼児同士のトラブルがいじめ重大事態に類する事案であるか否かにかかわらず、当該幼児の心に回復困難な傷を残しかねないものであるということを改めて認識の上、いじめに類する事案が発生した場合には、その解決に全力で努める必要があり、当然ながらその際には法や「重大事態ガイドライン」の規定・趣旨を踏まえた対応をすることが求められる。

教育委員会においては、今後、いじめに類する行為への対応体制の整備等に取り組む必要がある。

以 上